

鳥取県石綿健康被害防止条例・
鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則
の一部改正について

■ 鳥取県石綿健康被害防止条例の概要

- 平成17年11月から施行
- 条例の内容（主なもの）

項目	内容
建築物等の管理	・ 特定建築物（学校、病院等）の所有者は、吹付け石綿が使用されている場合、飛散防止措置を講じること 等
事前調査の実施と報告 ＜一部独自＞	・ 解体等する建築物等について、石綿の使用の有無を調査すること ・ 調査結果を工事発注者に説明すること ・ H8までに建築された耐火建築物を解体する場合は、吹付け石綿の使用の有無についての事前調査結果を県に報告すること 等
作業の届出・掲示 ＜独自＞	・ 一定規模以上の石綿成形板、石綿セメント管の除去作業については、作業開始の14日前までに県に届出ること ・ 作業開始の7日前から掲示をすること 等
基準順守義務 ＜独自＞	・ 作業基準を遵守すること (条例では、石綿成形板と石綿セメント管の除去作業に作業基準を規定)
大気濃度測定 ＜独自＞	・ 2日を超える作業について、大気中の石綿濃度を測定すること 等 (石綿成形板除去の場合は、除去面積が1000m ² 以上の場合)
予定処理量、 処理後の届出 ＜独自＞	・ 届出対象工事（法・条例いずれも）については、廃棄物として処理される石綿含有建材の予定処理量を県に報告すること ・ 処理後は、処理量を県に報告すること（マニフェスト写の提出）

* 東部管内については、鳥取市に報告・届出

■ 大気汚染防止法の一部改正を受け条例内容を見直し (R3.4.1~)

項目	見直し内容
建築物等の管理	＜変更なし＞
事前調査の実施と報告 ＜一部独自＞	<p>＜改正＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で独自に規定していた、事前調査の方法、記録・保存、実施者、現場備え付けについて法で規定された。 <p>→条例規定内容を整理</p>
作業の届出・掲示 ＜独自＞	<p>＜改正＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で独自にレベル3建材（成形板・セメント管）除去作業について、作業の掲示を義務付けていたが、法改正で、レベル3建材の除去等作業における作業の掲示が義務付けされた。 <p>→条例規定内容を整理</p> <p><u>※作業実施の届出要件については変更なし</u></p>
基準順守義務 ＜独自＞	<p>＜変更なし＞</p> <p>※法でレベル3建材除去作業に係る個別の作業基準が新設</p> <p>→後半のスライドで、条例で規定する作業基準との整理を説明します。</p>
大気濃度測定 ＜独自＞	＜変更なし＞
予定処理量、 処理後の届出 ＜独自＞	<p>＜改正＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業終了後に元請業者が発注者に報告した作業結果の報告書の写しを、処理状況報告書提出時にあわせて県に提出するよう改正 <p>※処理予定量の届出については変更なし</p>

■ 1 事前調査に係る事項

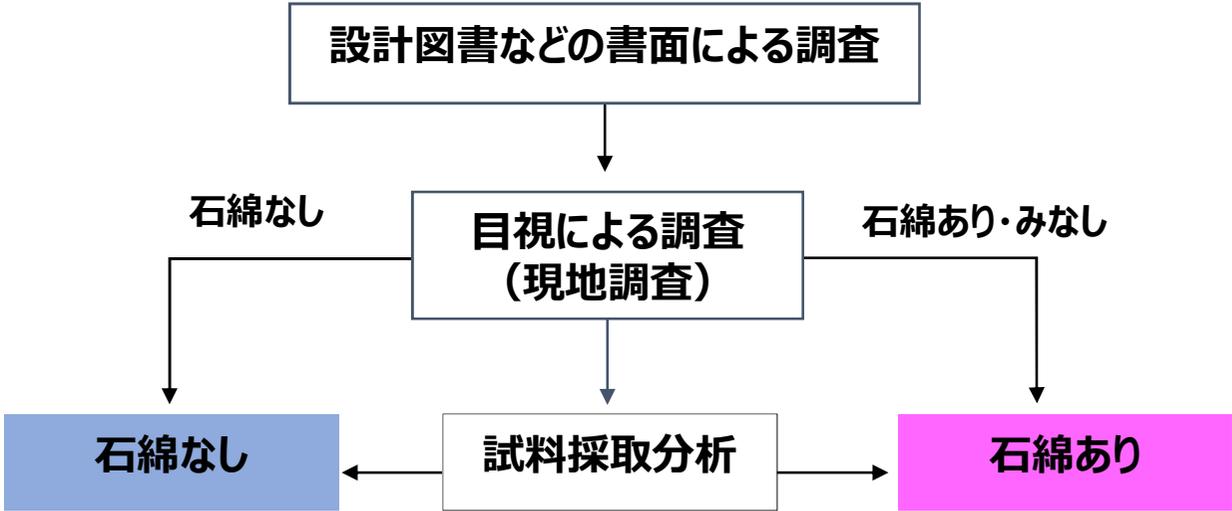
内容	大気汚染防止法	鳥取県石綿健康被害防止条例	
	改正後	改正前	改正後
①事前調査の方法	【新設】 設計図書等及び目視の確認、不明であれば建材分析	・あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等	・法に準拠
②事前調査の実施者の資格者	【新設】 (R5.10.1～) 石綿含有建材調査者 アスベスト診断士	・建築士、建築施工管理技士、石綿作業主任者、アスベスト診断士	・左記に 石綿含有建材調査者（特定・一般・一戸建て） を追加
③事前調査の記録・保存	【新設】 事前調査の記録を行い、解体等工事終了日から3年間保存	・記録簿等を作成し、事前調査の終了から5年間保存	・記録簿等を作成し、 解体等の工事終了日から5年間保存
④事前調査結果の現場備え付け	【新設】	・解体等工事を施工している間、解体等工事の場所に備え付け	・改正なし
⑤事前調査結果の説明	【改正】 ・レベル3建材を対象、説明項目の整理	・石綿の有無に関わらず調査結果を説明。条例に基づく報告・届出対象の作業となる場合の説明項目を規定。	・説明項目の整理
⑥事前調査結果の掲示	【改正】 ・レベル3建材も対象	・成形板、セメント管除去作業を対象に、掲示項目と掲示期間を規定	・掲示項目は法に準拠 ・ 掲示期間を変更
⑦事前調査結果の報告	【新設】 (R4.4.1～)	・吹付け石綿が使用されている可能性が高い建築物を報告対象として規定	・改正なし

①事前調査の方法

- 【参考】事前調査について**
- ・解体等工事を行う建築物について、石綿含有建材の使用状況について事前に調査するもの。
 - ・大気汚染防止法では、平成25年6月より、事前調査の実施を施工者に義務付けた。
 - ・県条例では、平成20年10月から事前調査の実施と、耐火建築物に係る事前調査結果の報告を義務付けている。
 - ・また、石綿障害予防規則では、解体等を行う労働者の健康被害を防止する観点から、制定当初（平成17年）より事前調査の実施を義務付けている。

<条例> 改正後 県条例・施行規則
(事前調査の実施)
第6条の2 法第18条の15第1項の規定による調査は、同条に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行い、その結果を保存するものとする。

改正前の条例では事前調査の方法（目視、設計図書の確認、材料の分析等）を規定していたが、**今回の法改正で定められた方法により実施するよう条例を改正**



②事前調査の実施者の資格

<条例>

(事前調査の実施)

第6条の2 法第18条の15第1項の規定による調査は、同条に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行い、その結果を保存するものとする。

改正後 県条例・施行規則

<規則>

(事前調査)

第6条の2 条例第6条の2の規定による調査（以下この条及び次条において「調査」という。）は、次に掲げる者（調査に係る建築物が一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部以外である場合にあっては、第5号に掲げる者のうち一户建て等石綿含有建材調査者を除く。）が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち建築施工管理の種目に合格した者
- (3) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第48条の2第1項第48条の5第1項に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者
- (4) 一般社団法人JATI協会が認定したアスベスト診断士のうち日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの
- (5) 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第4項に規定する一户建て等石綿含有建材調査者

石綿含有建材調査者（特定・一般・一户建て）を追加（R3.4.1～）

※「一户建て等石綿含有建材調査者」は、

一户建て住宅と共同住宅の住居の住戸の内部の調査のみ実施可能です。

※「一户建て住宅と共同住宅の住居の住戸の内部」とは、一户建ての住宅及び共同住宅の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）及び店舗併用住宅は含まれません。

【補足】

令和5年10月1日からは、法により事前調査の資格者が、石綿含有建材調査者（特定・一般・一户建て）及び、アスベスト診断士（令和5年10月1日までに登録されている者）となります。条例の改正方針は、現在検討中ですので決まり次第お知らせします。

石綿含有建材調査者の資格について

- 石綿含有建材調査者の資格取得方法
厚生労働省の登録講習機関における講習受講が必要です。

<登録講習機関一覧> (R3.4.5現在)

- 一般財団法人 日本環境衛生センター (特定・一般) / 神奈川県
<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/129/Default.aspx>
- 一般社団法人 環境科学対策センター (特定・一般) / 大阪府
<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/129/Default.aspx>
- 公益社団法人 石川県労働基準協会連合会 (一般・一戸建て) / 石川県
<http://www.ishikiren.or.jp/koshu/index.html>
- 建設業労働災害防止協会
<https://www.kensaibou.or.jp/seminar/branch064.html?page=1>
- 一般社団法人 日本石綿講習センター (特定・一般) / 札幌市
<https://j-asc.or.jp/>
- 中央労働災害防止協会 (一般・講習インストラクター養成) / 東京都、大阪府
https://www.jisha.or.jp/oshec/course/o8720_ishiwata_tyousa.html

- ・ 県内の団体様も開催を計画されています。
- ・ 分かり次第、県ホームページでもアナウンスします。



③事前調査の記録・保存

改正後 県条例・施行規則

<条例>

(事前調査の実施)

第6条の2 法第18条の15第1項の規定による調査は、同条に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行い、その結果を保存するものとする。

<規則>

(事前調査)

第6条の2 略

2 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、大気汚染防止法施行規則第16条の8に規定する事項及び次に掲げる事項を記録簿等に記録し、解体等工事が終了した日から5年間保存するものとする。

- (1) 建築物等の種類及び名称
- (2) 調査をした者の氏名及び資格
- (3) 使用されている石綿含有材料等の種類、量及び調査箇所(使用されていない場合は、その旨)
- (4) その他参考となる事項

【(参考) 法で規定された記録事項】

- ①発注者の氏名または名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ②解体等工事の場所
- ③解体等工事の名称及び概要
- ④事前調査終了年月日、事前調査の方法
- ⑤解体等工事を行う建築物の設置工事の着手年月日 (H18.9.1以降の建築物等かどうかなど)
- ⑥建築物等の概要 (構造 (木造等) ・階数・延べ面積等)
- ⑦改造又は補修作業を行う場合、当該作業の対象となる建築物等の部分

⑧事前調査実施者(資格者)氏名(R5.10.1~)

- ⑨分析による調査を行ったときは、調査箇所、調査者氏名、調査者の所属する機関名(法人名)
- ⑩各建築材料が特定建築材料に該当するか否か、その根拠(みなしとする場合は、その旨)

改正法により、**元請業者に**、事前調査の記録・保存が義務付けられた。

法は保存期間を「3年間」と規定しているが、**条例では引き続き「5年間」の保存を義務付け**

④事前調査結果の現場での備え付け

改正後 県条例・施行規則

<条例>

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者及び下請負人に対し、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- (1) 次条第1項に規定する報告対象工事 同項第3号から第5号までに掲げる事項
- (2) 県届出対象特定工事 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造

<規則>

(事前調査)

第6条の2 略

2 略

3 解体等工事を施工する者は、解体等工事を施工している間、前項の記録簿等を解体等工事の場所に備え付けるものとする。

改正法で、事前調査結果の現場での備え付けの規定が新設。
条例により、備え置く期間（解体等工事を施工している間）を規定。

- 「現場に備え置く」とは、解体等工事の施工期間中、事前調査結果の記録の写しを、工事を施工する人や県又は鳥取市が、現場で確認可能な状態であれば差し支えありません。

⑤事前調査結果の説明

改正後 県条例・施行規則

<条例>

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者及び下請負人に対し、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- (1) 次条第1項に規定する報告対象工事 同項第3号から第5号までに掲げる事項
- (2) 県届出対象特定工事 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造

<規則>

(事前調査結果の説明)

第6条の3 条例第6条の3の規定による説明は、調査の終了後速やかに行うものとする。この場合において、解体等工事が報告対象工事又は県届出対象特定工事に該当するときは、災害その他の非常の事態の発生により当該解体等工事を緊急に行う必要がある場合を除き、説明の日と解体等工事の開始の日との間に14日以上の間を置かなければならない。

- 2 条例第6条の3の規則で定める事項は、法第18条の15第1項各号に掲げる事項及び報告対象工事にあつては第6条の5第3項に規定する事項（同項第1号に掲げる事項を除く。）と、県届出対象特定工事にあつては第7条第2項に規定する事項（同項第2号に掲げる事項を除く。）とする。
- 3 元請業者は、解体等工事が報告対象工事又は県届出対象特定工事に該当するときは、当該解体等工事の発注者が行う条例第6条の4第1項の規定による報告又は条例第7条第1項の規定による届出に協力しなければならない。

元請業者は、**工事発注者及び下請負人**に対し、事前調査結果について説明してください。

あわせて、作業内容が、法または条例による作業届が必要なものである場合、発注者が作業届を提出できるように説明し、届出のサポートをしてください。

* 説明書面の例を、環境立県推進課のホームページに掲載していますので参考としてください。

説明項目	<p>【法第18条の15規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果 ・解体等をする建築物等の特定粉じん排出等作業について①から⑤の事項 <ul style="list-style-type: none"> ①特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ②作業の種類 ③作業実施の期間 ④作業の方法 ⑤作業を法第18条の19各号の方法でできないときは、その理由 	<p>①Lv.1,2建材あり (届出対象特定工事に該当)</p>
	<p>【法施行規則第16条の7規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事前調査終了年月日 ②事前調査の方法 ③建築物等の概要（構造・階数・延べ面積等）、配置図及び付近の状況 ④特定工事の工程の概要 ⑤元請業者または自主施工者の現場責任者の氏名、連絡先 ⑥下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名、連絡先 ⑦調査を行った者の氏名と調査者等であることを明らかにする事項（講習実施機関の名称）*⑦はR5.10.1から 	
説明時期	特定粉じん排出等作業開始の14日前まで	

説明項目	<p>【法第18条の15規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果 ・解体等をする建築物等の特定粉じん排出等作業について①から④の事項 <ul style="list-style-type: none"> ①特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ②作業の種類 ③作業実施の期間 ④作業の方法 	<p>②一定要件以上のLv.3建材あり (県届出対象特定工事に該当)</p>
	<p>【法施行規則第16条の7規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事前調査終了年月日 ②事前調査の方法 ③特定工事の工程の概要 ④元請業者または自主施工者の現場責任者の氏名、連絡先 ⑤調査を行った者の氏名と調査者等であることを明らかにする事項（講習実施機関の名称）*⑤はR5.10.1から <p>【県条例第6条の3、条例規則第6条の3規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作業の対象となる建築物等の概要（構造、階数、延べ面積等） ②下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名、連絡先 ③説明を受けた年月日 	
説明時期	調査終了後速やかに説明すること。 また、解体等工事開始の日との間に14日以上の間を置くこと	

説明項目	<p>【法第18条の15規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果 ・解体等をする建築物等の特定粉じん排出等作業について①から④ <ul style="list-style-type: none"> ①特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ②作業の種類 ③作業実施の期間 ④作業の方法 <p>【法施行規則第16条の7規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事前調査終了年月日 ②事前調査の方法 ③特定工事の工程の概要 ④元請業者または自主施工者の現場責任者の氏名、連絡先 ⑤調査を行った者の氏名と調査者等であることを明らかにする事項（講習実施機関の名称） * ⑤はR5.10.1から 	③ ②以外のLv.3建材あり
	説明時期	工事の開始前まで

説明項目	<p>【法第18条の15規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果 <p>【法施行規則第16条の7規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事前調査終了年月日 ②事前調査の方法 ③調査を行った者の氏名と調査者等であることを明らかにする事項（講習実施機関の名称） * ③はR5.10.1～ 	④石綿含有建材なし
	説明時期	工事の開始前まで

説明項目	<p>該当する①から④の各説明項目に加え、 工事発注者が条例に基づく事前調査結果の報告を行えるよう、以下を説明する。 * 重複する項目について、繰り返し書面記載する必要はありません。</p> <p>【県条例第6条の3、県条例規則第6条の3規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象となる建築物等の概要（建築年、構造など） ②工事の実施の期間 ③吹付け石綿に係る調査の方法及び結果 ④元請業者または自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先 ⑤下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名、連絡先 ⑥説明を受けた年月日 	⑤ ①から④のうち、 平成8年までに建築された 耐火建築物 (事前調査結果報告対象)
	説明時期	調査終了後速やかに説明すること。 また、解体等工事開始の日との間に14日以上の間を置くこと

⑥事前調査結果の掲示

改正後 県条例・施行規則

＜規則＞

(事前調査結果の掲示)

第6条の4 法第18条の15第5項の規定による掲示は、解体等工事の開始の日から、解体等工事の終了の日まで行うものとする。

*「レベル1、2、3、石綿なし」のすべての工事が対象です。

<p>掲示の場所</p>	<p>解体等工事の現場 * 公衆に見やすいように掲示してください。</p>
<p>掲示の期間 【条例規則規定】</p>	<p>解体等工事の開始の日から終了の日まで</p>
<p>掲示板の大きさ</p>	<p>長さ42.0cm×幅29.7cmまたは長さ29.7cm×幅42.0cm (A3サイズ) 以上の大きさ <u>* 広く周知する観点から、40cm×60cm程度の大きいものが望まれます。</u></p>
<p>掲示事項</p>	<p>①事前調査の結果 (特定工事に該当するかどうか) ②工事の元請業者又は自主施工者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ③事前調査の終了年月日 ④事前調査の方法 (書面・目視・分析・) ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物・工作物の部分、特定建築材料の種類</p>

・作業実施の掲示などと1枚に集約して掲示することも可能です。

レベル1、2

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

- 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出
- 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出
- 鳥取県石綿健康被害防止条例第7条の規定による作業実施の届出
を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項、大気汚染防止法第18条の15第5項、同法施行規則第16条の4第2号、鳥取県石綿健康被害防止条例第7条の3及び同条例施行規則第7条の2の規定により、解体等の作業及び建築物の 特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:					
労働基準監督署 (連絡先:)	届出年月日	令和	年	月	日
総合事務所 (連絡先:)	大防法:届出年月日	令和	年	月	日
	条例:届出年月日	令和	年	月	日
調査終了年月日		令和	年	月	日
看板表示日		令和	年	月	日
解体等工事期間	令和	年	月	日	~
特定粉じん排出等の作業期間	令和	年	月	日	~
調査方法の概要(調査箇所)		発注者等または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)			
		住所			
		連絡先			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)			
		住所			
		連絡先 現場責任者氏名 連絡場所 TEL			
		を石綿作業主任者に選任しています。			
		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者			
		分析を実施した者			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		その他必要な事項			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 (作業の種類)	除去・囲い込み・封じ込め・その他				
集じん・排気装置 機種・型式・設置数	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字 以下の判断根拠を表す。				
排気能力(m ³ /min)	①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明				
使用するフィルタの種類及び その集じん効果(%)	⑤材料の製造年月日				
使用する資材及びその種類					
その他の特定粉じんの排出又は 飛散の抑制方法					
備考:					

⑦事前調査結果の報告

- 法改正により、一定規模等以上のすべての建築物等について事前調査結果を県に報告することが義務付けられました（令和4年4月1日施行）
- 条例では、「吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物」を対象に、事前調査結果の報告を、既に義務付けているところ。

引き続き、条例に基づく事前調査結果の報告の対応をお願いします。

※なお、令和4年4月1日以降の条例に基づく事前調査結果の報告の取扱いについては、現在検討中です。
方針が決まり次第、お知らせします。

大気汚染防止法 事前調査結果の報告 (R4.4.1～)	現行条例の事前調査結果の報告
<ul style="list-style-type: none">・ <u>一定規模以上等の建築物等*</u>について、<u>石綿含有建材の使用の有無に関わらず、調査結果を県に報告すること（電子報告）</u> <p>*元請業者・自主施工者が、調査後に遅滞なく報告 *調査結果は3年間保存</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 平成8年までに建築された耐火建築物について、解体する作業を伴う工事を行う場合、吹付け石綿の使用の有無に関する調査を行い、その結果を県に報告すること。 <p>*作業開始の14日前までに発注者が提出</p>

【参考】改正法に基づく事前調査結果報告について①

○以下のいずれかの工事を行おうとするときは、電子届により、事前調査の結果等を都道府県知事に届け出なければならない。

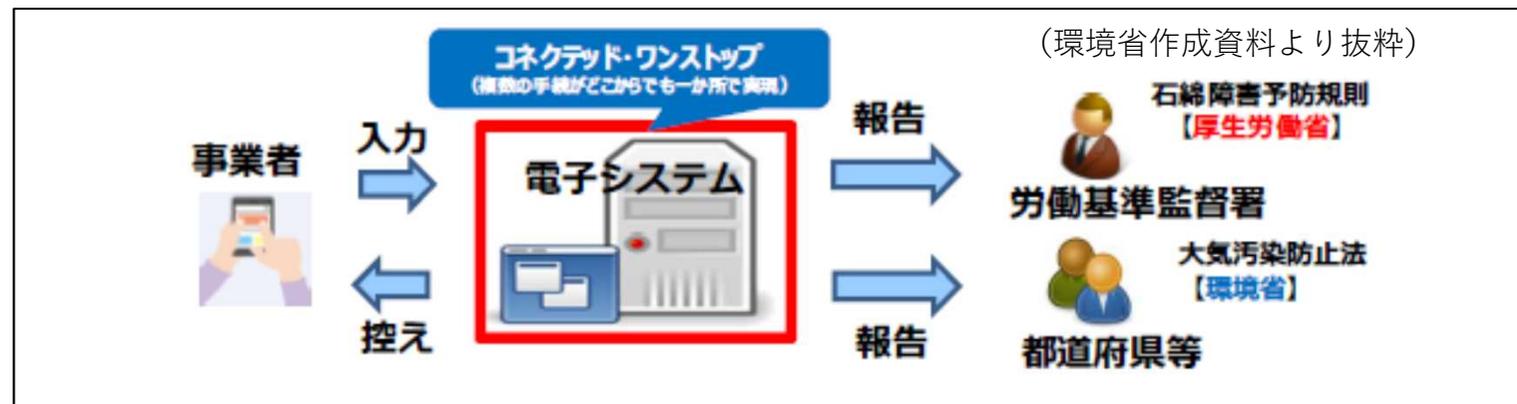
- ①解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負代金が100万円以上である建築物の改造・補修工事
- ③請負代金が100万円以上である特定の工作物の解体・改造・補修工事

○届出事項

- ・解体等工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称、住所
- ・事前調査の終了年月日
- ・解体等工事の場所、名称及び概要、対象建築物等の設置年月日、建築物等の概要、分析調査箇所・調査名・調査機関・法人名
- ・工事実施の期間
- ・上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物等の部分における建築材料の種類、石綿を含有しているかどうか

○施行時期

令和4年4月1日



(参考) 改正法に基づく事前調査結果報告について②

様式第3の4

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事
市長 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名			
解体等工事の場所			
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	年 月 日
建築物等の設置の工事に着 手した年月日	年 月 日	※審査結果	
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他)		
	延べ面積 m ² (階建) その他工作物		
解体の作業の対象となる床 面積の合計	※備考		
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏 名		
	講習実施機関の 名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称			

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿 有	みな し	石綿 無	①目視	②設計図書等(④を除く。)	③分析	④建築材料製造者による証明	⑤建築材料の製造年月日
吹付け材	<input type="checkbox"/>							
保温材	<input type="checkbox"/>							
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>							
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>							
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>							
仕上塗材	<input type="checkbox"/>							
スレート波板	<input type="checkbox"/>							
スレートボード	<input type="checkbox"/>							
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>							
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>							
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>							
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>							
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>							
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>							
石膏ボード	<input type="checkbox"/>							
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>							
その他の材料	<input type="checkbox"/>							

- 備考
- 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
 - 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同程度の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
 - 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
 - 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
 - 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
 - 6 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 8 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

■ 2 作業実施届・作業の揭示①

○作業届の届出要件について、変更はありません。

作業届は、作業開始前に県が作業届の内容を確認することによって、適切な作業の担保を図ることとしているものです。提出は、発注者に義務付けられています。

大気汚染防止法に基づく 作業届の 対象工事	鳥取県石綿健康被害防止条例に基づく 作業届の 対象工事
<p>以下の除去等作業を含む建築物等の解体等工事</p> <p>①吹付け石綿（Lv1） ②石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（Lv2）</p> <p>*作業開始の14日前までに発注者が届出</p>	<p>以下の除去作業を含む建築物等の解体等作業</p> <p>①石綿含有成形板 作業に係る部分の床面積の合計が10m²を超え、かつ撤去する石綿成形版の面積の合計が10m²を超えるもの</p> <p>②石綿セメント管 管の延長が10mを超えるもの</p> <p>*作業開始の14日前までに発注者が届出</p>

条例に基づく作業届出様式が変わりました。

「石綿粉じん排出等作業実施届」 → 「県届出対象特定工事実施届」

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

県届出対象特定工事実施届出書

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

県届出対象特定工事を実施するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第7条第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
県届出対象特定工事の場所	
石綿粉じん排出等作業の種類	
石綿粉じん排出等作業の実施の期間	着手 年 月 日 *整理番号 終了 年 月 日 *受理年月日
石綿含有材料等の種類	石綿成形板 石綿セメント管
石綿含有材料等の使用箇所	*審査結果
石綿含有材料等の使用数量	
石綿粉じん排出等作業の方法	
石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造	耐火建築物・準耐火建築物 その他() 延べ面積 ㎡(階建) *備 考
県届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先	
下請負人が石綿粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先	
条例第6条の3に基づく説明を受けた年月日	

注 1 元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の欄又は下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の欄は、請負契約による場合のみ記入すること。
2 石綿含有材料等の種類の欄及び石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造の欄は、該当するものを○で囲むこと。
3 *印の欄には、記入しないこと。
4 条例第6条の3に基づく説明を受けた年月日欄は、県届出対象特定工事を自ら施工する場合は記入しないこと。

添付書類

- 作業対象建築物等の付近の見取図及び配置図
- 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した県届出対象特定工事の工程表
- 作業対象建築物等がシート等で覆われる状況を示す見取図(主要な部分の寸法を記入したもの)
- 作業対象建築物等のうち、石綿粉じん排出等作業に係る部分の見取図(主要な部分の寸法及び石綿含有材料等の使用箇所を記入したもの)

別紙

石綿粉じん排出等作業の方法

石綿粉じん排出等作業の箇所	
使用する資材及びその種類	
石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法	
石綿粉じんの調査計画	

注 1 石綿粉じん排出等作業が複数行われるときは、作業ごとに別表とすること。
2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤等石綿粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
3 規則別表の右欄に掲げる同等以上の効果を有する措置をとる場合にあっては、石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄にその措置の内容を記載すること。
4 石綿粉じんの調査計画の欄には、測定回数、測定地点数等を記載し、添付図面に測定位置を示すこと。

■ 2 作業実施届・作業の掲示②

○作業に係る掲示は、元請業者（又は自主施工者）に義務付けられています。

掲示の場所	解体等工事の現場 * 公衆に見やすいように掲示してください。
掲示の期間	作業開始の7日前から作業終了まで * 「レベル1、2、3」のすべての工事が対象です。
掲示板の大きさ	長さ42.0cm×幅29.7cmまたは長さ29.7cm×幅42.0cm（A3サイズ）以上の大きさ * 広く周知する観点から、40cm×60cm程度の大きいものが望めます。
掲示事項	【法施行規則第16条の4第2項項目】 ① 工事発注者、元請業者または自主施工者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ② 法に基づき作業実施の届出をした場合、届出年月日と届出先 ③ 元請業者または自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所 ④ 作業実施の期間 ⑤ 作業の方法 【県条例第7条の3、県条例施行規則第7条の2】 ① 作業の種類 ② 元請業者または自主施工者の現場責任者の連絡先 ③ 石綿の大気中への排出、飛散を防止するための措置の概要 ④ 県条例に基づき作業実施の届出をした場合、届出年月日と届出先

■ 3 石綿除去作業後の完了報告について

【新設】

作業完了後の報告書（発注者への説明書面）の写しの提出を求めます。

【理由等】

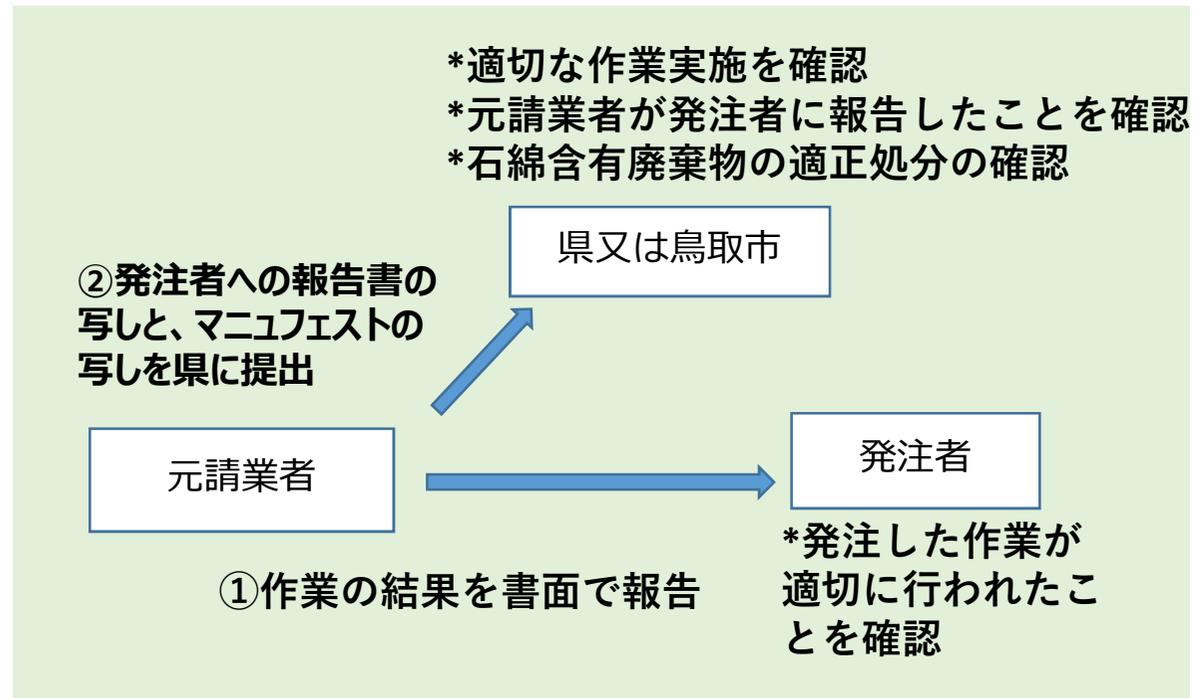
- これまで、届け出た作業について、作業が適切に行われたどうかを発注者が確認する規定がなく、今回の法改正により、元請業者から発注者に対し、作業が適切に完了したことを書面で報告することが義務付けられました。
- 県としては、①石綿除去作業が適切に行われたかを確認するため、②元請業者が発注者に、作業完了を適切に報告したかを確認するため、元請業者が作成した発注者への報告書の写しを、県に提出するよう求めることとし、条例を改正しました。

【報告書の写しの提出が必要となる作業】

法又は条例に基づく作業届を提出した作業
(吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、
一定規模以上の石綿含有成形板・セメント管の除去等
作業)

【提出のタイミング】

廃棄物処理の完了後に県又は鳥取市に提出する
「石綿含有材料等処理状況等報告書」提出時に、
発注者への報告書の写しを添付してください。



■ 4 個別の作業基準（石綿含有成形板）

- 改正法で、すべてのレベル3建材について作業基準が規定されましたが、「養生・湿潤化」両方の義務付けは、石綿成形板のケイカル板第1種の除去作業で「そのまま取り外すことが困難な場合」のみ義務付けられました。
- 現行条例では石綿成形板の種類によらず、除去作業においては「養生・湿潤化」を義務付けています。

対象	改正法で定める作業基準		現行条例の作業基準
	ケイカル板1種	ケイカル板1種以外の石綿含有成形板	すべての石綿含有成形板
適切な工法	○ (そのまま取り外すこと)		○ (原則、手ばらし)
湿潤化	△ (そのまま取り外すことができない場合)		○ (湿潤化すること)
養生等	△ (そのまま取り外すことができない場合、 対象を覆う)	× (求めない)	○ (原則、4方向のシート養生)
作業後の清掃等	○		× (規定なし)
石綿含有廃棄物の取扱い	× (規定なし *ただし廃掃法で規定あり)		○ (密封して場外に搬出)

■ 県条例の作業基準①石綿含有成形板

○条例で規定している独自の基準について、現行の基準を維持します

	法・条例で求める作業ごとの作業基準（石綿成形板）	
	けい酸カルシウム板第1種でそのまま取り外しができない場合	けい酸カルシウム板第1種でそのまま取り外せる場合、その他の石綿含有成形板
工法	切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと（原則、手ばらし）	
湿潤化	薬液等により湿潤化すること *水でも可	
養生	<p>周辺を事前に養生すること</p> <p>※養生は負圧不要ですが、作業場の周囲及び上下をシート等で囲うこと。</p> <p>※切断、破砕しない場合でも、条例に基づき4方向のシート養生を行うこと。</p>	作業対象建築物等の4方向をシート等で囲うこと
清掃	養生を解く前に、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。	
廃棄物の取扱い	解体した石綿成形板は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、細かく破砕されたものは容器への封入、包装により密閉し、場外に搬出すること。	

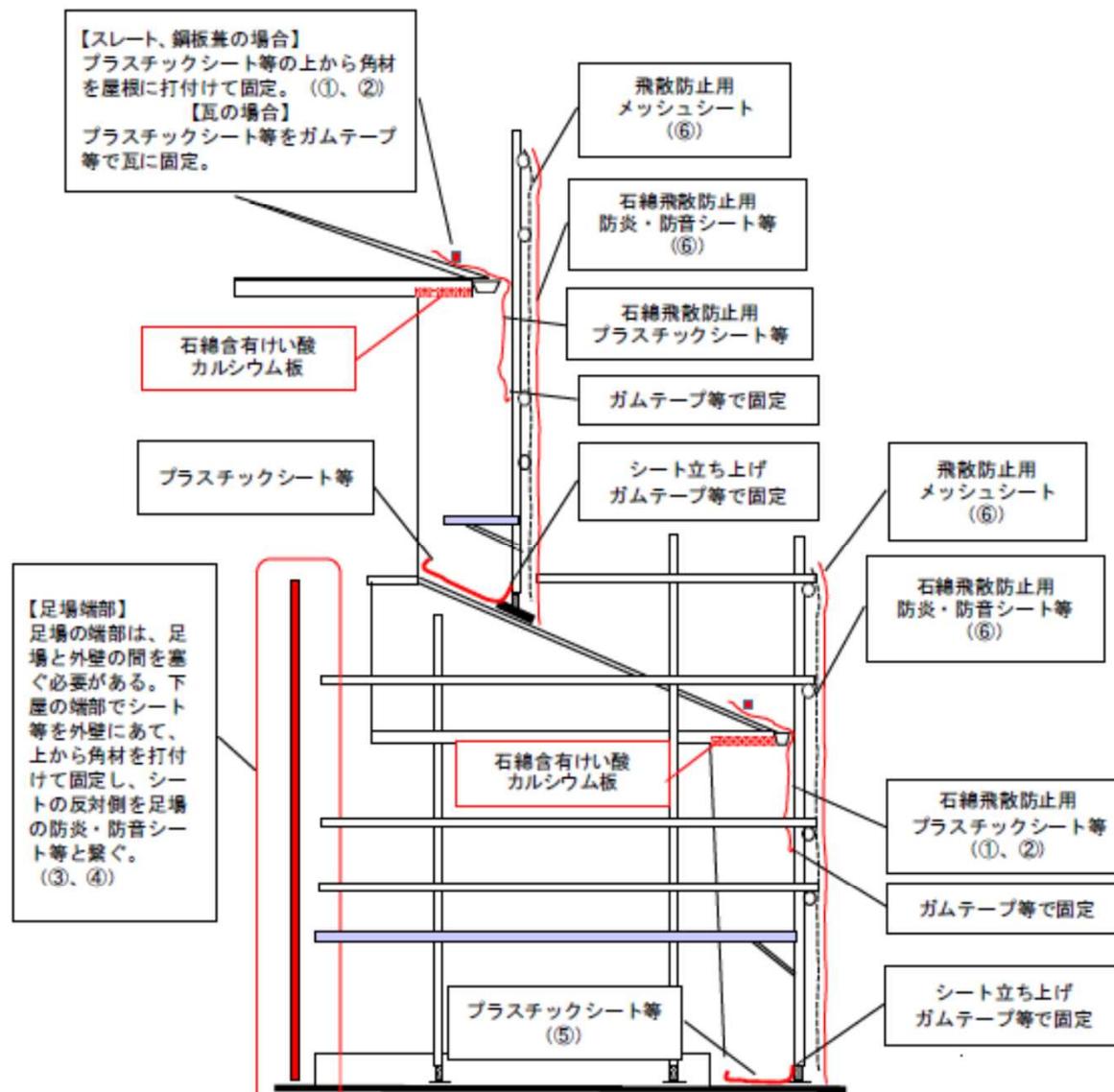
【理由等】

- 県では法に先駆け石綿成形板等の除去作業について独自の作業基準を設けており、今回規定された改正法の作業基準より、飛散防止措置を強化した内容。
- 県内においては、作業現場外への石綿漏えい事例が確認されていることから、養生を義務付けない改正法の作業基準では、石綿が飛散する蓋然性が高いと考えられます。
- そのため、より厳しい県の作業基準を法の作業基準と重複しない範囲で維持します。

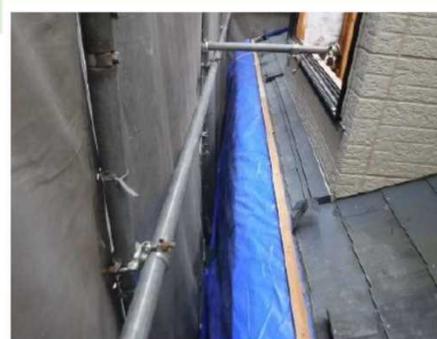
石綿含有けい酸カルシウム板第1種（軒天）の除去作業例

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」P184
 抜粋

【屋外での隔離養生（負圧不要）の参考例】



※図は断面のイメージを示したものであり、手前や奥も同じように囲う。



①屋根にシート掛けし、上から角材で押さえ釘で固定する。



②固定部を拡大。



③外壁とシートを角材で固定。シートの反対側は足場のシート等と繋ぐ。



④下屋の端部での隔離養生の外観。



⑤床部シート養生の設置(通気性がない素材)※奥や手前の端も確実に囲う。



⑥外周は防災・防音シート等(通気性がない素材)で囲う。

■ 4 個別の作業基準（石綿セメント管）

- 改正法では、石綿セメント管の除去作業についても作業基準が適用されます。
- 現行条例では、石綿セメント管の除去作業について独自の作業基準を設けているところ。
- 県内においては、過去に石綿セメント管を取り扱っていた事業者が中皮腫を発症し死亡した事例があり、適切な取り扱いが必要です。

	改正法で定める作業基準	現行条例の作業基準
対象	「石綿含有成形板等 <u>その他の建築材料</u> 」	石綿セメント管
適切な工法	○ (そのまま取り外すこと)	○ (原則、手ばらし)
湿潤化	△ (そのまま取り外すことができない場合)	○ (湿潤化すること)
作業後の清掃等	○	× (規定なし)
石綿含有廃棄物の取扱い	× (規定なし)	○ (密封して場外に搬出)

■ 県条例の作業基準②石綿セメント管

	法・条例で求める作業ごとの作業基準（石綿セメント管）
工法	切断、破砕等することなく、そのまま取り外すこと。
湿潤化	薬液等で湿潤化すること。
清掃	作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
廃棄物の取扱い	撤去した石綿セメント管は、潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、細かく破砕されたものは容器への封入、包装により密閉し、場外に搬出すること。

（補足）清掃について

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」P194抜粋

- 取り外した材料は原則として湿潤化する。
- 原形のまま取り外した材料は、原則として切断や破砕は行わず、原形のまま取り扱う。除去時にやむを得ず切断等をした場合も、それ以上の切断等を行わない。
- 粉砕された石綿含有成形板は飛散させないように湿らせたおが屑等とともに集める。
- 粉じんの飛散が多い場合は、エアレススプレーや噴霧器により水又は薬液を散布することが望ましく、その後、高性能真空掃除機にて清掃を行う。
- 防音シートや防音パネルに付着した石綿を含む汚れを濡れ雑巾や高性能真空掃除機にて十分に取り除いたあと、場外へ搬出する。
- 作業床（足場）等の仮設機材についても、濡れ雑巾や高性能真空掃除機等で十分に粉じん等の汚れを取り除いたあと解体し、場外へ持ち出す。



- ・届出、報告様式、掲示板のひな形等については、県環境立県推進課のホームページに掲載しています。
- ・鳥取市または鳥取市の報告・届出先は以下のとおりです。

地区	相談・届出先
鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町 智頭町	鳥取市 市民生活部 環境局 生活環境課 (住所) 鳥取市幸町71番地 (電話) 0857-30-8084 (廃棄物担当：8091)
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町	鳥取県 中部総合事務所 環境・建築局 環境・循環推進課 (住所) 倉吉市東巖城町2 (電話) 0858-23-3150 (廃棄物担当：3148)
米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町	鳥取県 西部総合事務所 環境・建築局 環境・循環推進課 (住所) 米子市糀町1丁目160 (電話) 0859-31-9350 (廃棄物担当：9323)

- 本日の内容について、質問がありましたら、別添のWordファイルに記入いただき、環境立県推進課にメールでまたはFAXでご送付ください。

鳥取県生活環境部環境立県推進課

(電子メール) kankyurikken@pref.tottori.lg.jp (FAX) 0857-26-8194

(電話) 0857-26-7206

・作業にあたっては、環境省・厚労省作成の以下マニュアルも参考としてください。

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html